

【 介護予防訪問看護ご利用料金表 】

内容	時間	サービス名称	単位数	ご利用料	利用者様 ご負担額 【 1割 】	利用者様 ご負担額 【 2割 】	利用者様 ご負担額 【 3割 】
看 護	30分未満	予防訪看 I 2	451	¥5,141	¥515	¥1,029	¥1,543
	30分以上1時間未満	予防訪看 I 3	794	¥9,051	¥906	¥1,811	¥2,716
	1時間以上1時間半未満	予防訪看 I 4	1090	¥12,426	¥1,243	¥2,486	¥3,728
	20分未満	予防訪看 I 1	303	¥3,454	¥346	¥691	¥1,037
リハビリ ※1週間に6回 まで利用可能	20分	予防訪看 I 5	284	¥3,237	¥324	¥648	¥972
	40分(1回あたり20分×2)	予防訪看 I 5	284×2	¥6,475	¥648	¥1,295	¥1,943

※理学療法士等が利用開始月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合、1回15単位を減算

		単位	ご利用料	利用者様 負担額 【 1割 】	利用者様 負担額 【 2割 】	利用者様 負担額 【 3割 】	
加 算	①特別管理加算(Ⅰ)	(月1回)	500	¥5,700	¥570	¥1,140	¥1,710
	②特別管理加算(Ⅱ)	(月1回)	250	¥2,850	¥285	¥570	¥855
	③緊急時訪問看護加算	(月1回)	600	¥6,840	¥684	¥1,368	¥2,052
	⑤長時間訪問看護加算	(日1回)	300	¥3,420	¥342	¥684	¥1,026
	⑥複数名訪問加算(1)	30分未満 (日1回)	254	¥2,895	¥290	¥579	¥869
		30分以上 (日1回)	402	¥4,582	¥459	¥917	¥1,375
	⑥複数名訪問加算(2) (看護補助者)	30分未満 (日1回)	201	¥2,291	¥230	¥459	¥688
		30分以上 (日1回)	317	¥3,613	¥362	¥723	¥1,084
	⑦退院共同指導加算	(初回訪問月のみ)	600	¥6,840	¥684	¥1,368	¥2,052
	⑧初回加算	(初回訪問月のみ)	300	¥3,420	¥342	¥684	¥1,026
⑩口腔ケア連携強化加算(月1回)		50	¥570	¥57	¥114	¥171	
時間外加算	6:00から8:00まで	基本料金の 25% 増し					
	18:00から22:00まで	基本料金の 25% 増し					
	22:00から6:00まで	基本料金の 50% 増し					

\*自転車訪問時、駐輪スペースがない場合の、有料駐輪場利用料の実費をご負担いただきます。

\*料金(1円未満切り捨て) = 地域単価×単位数 \*東京都(事業所所在地)の地域単価=11.4

\*利用者様負担金額 = 料金 - (料金×0.9(1円未満切り捨て))

料金 - (料金×0.8(1円未満切り捨て))

料金 - (料金×0.7(1円未満切り捨て))

※①～⑧についての加算内容につきましては裏面にてご確認ください。

【通常の実施地域外の交通費及び介護保険外のその他の料金】

実施地域外	公共交通機関の場合	運賃の実費をいただきます。	
	自転車の場合	1km当たり100円	
永眠時の際の処置	20,000円	時間延長料金 訪問が1.5時間を超えた場合	1回30分につき 3000円

上記料金・加算について説明し・同意を得た証として本書を交付いたします。

2024/6/1

年 月 日

在宅看護センター本郷・番町 統括管理者 直江 あやこ

番町

## 【各加算に関する説明】

### ①特別管理加算(Ⅰ) <支給限度額の算定対象外>

在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ又は留置カテーテルを使用している状態の方

### ②特別管理加算(Ⅱ) <支給限度額の算定対象外>

- ※ 在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続陽圧症呼吸器療法指導管理・在宅自己疼痛指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理
- ※ 人工肛門又は人工膀胱を設置している方
- ※ 真皮を越える褥瘡の方
- ※ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる方

### ③緊急時訪問看護加算 <支給限度額の算定対象外>

- ※ 利用者様またはそのご家族様から電話等により看護に関する意見を求められた際に常時対応できる体制にある場合に算定
- ※ 緊急訪問を行った際は要した時間の単位数を算定
- ※ 月の初回に緊急訪問を行った際には早朝・夜間・深夜加算なし  
2回目以降については早朝・夜間・深夜帯に緊急訪問を行った場合は加算を算定

### ⑤長時間訪問看護加算

厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者様に対して所要時間1時間30分以上の指定訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合、1回につき算定

### ⑥複数名訪問看護加算

利用者様の身体的理由、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損等により一人の看護師による訪問看護が困難と認められた場合に、複数名で訪問対応する場合  
看護師の他准看護師、看護補助者と訪問する場合があります

### ⑦退院時共同指導加算

入院中に訪問看護ステーションの看護師等が医療機関と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合に算定させていただきます

### ⑧初回加算

新規に訪問看護計画を作成し、訪問看護を提供した場合、初回の月に算定  
退院日に訪問看護計画書を作成し、新規に訪問看護を提供した場合は350点を算定

### ⑨サービス提供体制強化 <支給限度額の算定対象外>

すべての看護師等への研修を実施し毎月技術指導を目的とした会議を開催した上で、在籍する看護師のうち勤続3年以上の者の割合が30%以上の場合に加算を算定させていただきます

### ⑪口腔連携強化加算 <支給限度額の算定対象外>

ご利用者の同意のもと口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施及び歯科医療機関、ケアマネジャーへの情報提供を行った場合

- ※ リハビリ減算 前年度のリハビリ訪問回数が看護師による訪問回数を超えている場合  
8単位減算  
初回から1年経過減算 5単位あるいは15単位減算
- ※ 高齢者虐待防止措置にかかる委員会の設置及び指針の整備・研修を行っております
- ※ 業務継続計画の策定を行っており、必要な措置を講じる他、定期的な研修を実施しています